

協定項目番号	25 - 02	情報公開及び広報広聴事業
<p>1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) ホームページの開設 速やかに新市のホームページを開設し、各市町のホームページは合併後も1年程度維持。</p> <p>(2) 情報公開 情報公開条例に基づき積極的に公開。</p> <p>(3) 市町政懇談会</p> <p>(4) 広報誌</p> <p>2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 個人情報保護</p> <p>(2) 市長の資産公開</p> <p>3 音別町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 行政手続条例</p>		